

生衛発第412号

平成11年3月17日

(最終改正：平成21年9月30日食安発0930第1号)

各	都道府県知事	殿
	政令市市長	
	特別区区長	

厚生省生活衛生局長

### 対EU輸出ケーシングの取扱いについて

欧州連合への羊腸等天然ケーシングの輸出については、平成11年4月1日以降、輸出国食品衛生主管部局による輸出施設の認定及び当該部局より発行された衛生証明書の添付等が求められることとなった。ついては、今後、対EU輸出を行おうとする者等からの申し出があった場合には、施設の認定、衛生証明書の発行等について別紙の「対EU輸出ケーシングの取扱い要領」によりこれを行うこととしたので、関係営業者への周知と貴職の特段のご協力をお願いする。